

福島市における宅地造成等規制法並びに宅地耐震化推進事業の経緯

昭和36年 宅地造成等規制法公布 S36.11.7

昭和37年 宅地造成等規制法施行 S37.2.1

昭和44年 福島市における宅地造成工事規制区域4地区（飯坂地区4.9ha、信夫山地区242.0ha、渡利地区165.0ha、清水町地区752.0ha）を建設大臣が指定 S44.3.26

平成15年 県条例の権限移譲により福島市で宅地造成等規制法に関わる事務処理を開始 H15.4.1

平成18年 宅地造成等規制法の一部を改正する法律公布 H18.4.1

平成18年 宅地造成等規制法の一部を改正する法律施行 H18.9.30

・改正内容は以下のとおり

宅地造成に関する工事の技術的基準の見直し（擁壁、排水施設、地滑り抑止杭、グラウンドアンカー等）

耐震基準の追加（地下水を排除する工法、盛土の締固めを確実に施行する旨の追記）

造成宅地防災区域の導入

造成宅地防災区域の導入に伴う宅地所有者の責務

造成宅地防災区域の導入に伴う勧告、命令等

・宅地耐震化推進事業の創設

大規模盛土造成地変動予測調査

大規模盛土造成地活動崩落防止事業

平成23年 東日本大震災により平成13年度に開発許可を取得した分譲団地（腹付け盛土箇所）が被災 H23.3.11

平成25年 造成宅地防災区域の指定 森合字一盃森地区 A=0.41ha H25.4.23

平成26年 造成宅地防災区域の解除 森合字一盃森地区 A=0.41ha H26.10.20

平成30年 中核市移行に伴い県より一部権限移譲 H30.4.1

移譲事務 造成宅地防災区域の指定、解除、区域内居住者への勧告等

令和元年度 国直轄で大規模盛土の第1次スクリーニングを実施し本市では76箇所の該当が判明 HP公表R2.3.4

令和2年度 大規模盛土76箇所の第2次スクリーニング計画の実施（造成年代別調査、現地踏査、優先度評価、宅地カルテ作成等）

令和3年度 優先度が高い箇所におけるボーリング調査等を実施（予定）